

連載 『会社運営に役立つ法制度』

第5回 海外に書類を提出するとき ～公印確認とアポステイーユ～

今月号は『会社運営に役立つ法制度』（執筆担当：司法書士・行政書士 小野絵里）の第5回です。

現在、一部で反グローバル化の機運の高まりが見られるものの、海外からの資金・人材の受入れや海外事業者との取引といったビジネス上の海外との接点は、今後も増加していくことが予想されます。

海外とのビジネスを進める際には、海外の官公庁や取引先から、自社の会社謄本や議事録などの書類の提出を求められる場合があります。この場合、提出する書類について、特別の証明手続きを求められるケースが見受けられます。

そこで、今回は『海外に書類を提出するとき ～公印確認とアポステイーユ～』と題し、提出する書類に係る証明手続きについて解説します。

1. なぜ証明が求められるか。

会社謄本などの公文書を海外に提出した場合、提出を受けた海外の官公庁や事業者では、正当な機関が作成した書類であるか否かを判断することが難しいため、これを確認する制度として、後述する「領事認証制度」が国際慣行として確立されています。なお、日本は、領事認証制度を採用していないため、例えば法務局に海外の官公庁作成の書類を提出する場合でも、原則として、後述する特別の証明手続きをしなくても、添付書類としての効力を認める取扱いがされています¹。

2. どのような手続きが必要か。

□ 証明の種類

一般的な方法は、「領事認証制度（公印確認＋領事認証）」と「アポステイーユ」です。いずれの証明が必要か、あるいは提出先の日本大使館や総領事館の証明が必要かなどの取扱いは、提出先の意向によって異なるため、まずは提出先に必要な証明の種類を確認なさることをお勧めします。

□ 領事認証制度（公印確認＋領事認証）

- ①外務省において公文書に押印された印鑑が正当なものである旨の「公印確認」を受けた上で、
- ②駐日大使館又は総領事館において「領事認証」を受ける方法です。

□ アポステイーユ

前述の領事認証制度が煩雑であるため、「外国公文書の認証を不要とする条約」（ハーグ条約）の加盟国（地域）に提出する場合に限って認められた簡易な方法です。外務省で「公印確認」ではなく、「アポステイーユ」（付箋による証明）を受けることにより、「領事認証」が不要となります。

ハーグ条約の加盟国（地域）は、外務省 HP (http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000610.html) で確認することが可能です。

¹ 登記研究 617 号 148 頁「登記簿 日本に登記のない外国会社を登記権利者とする所有権移転登記について」

3. 私文書と東京・神奈川・大阪の特例

会社謄本などの公文書の英訳や株主総会議事録・取締役会議事録などの私文書は、そのまま公印確認やアポステューを受けることができません。原則として、あらかじめ、①公証役場で「公証人の認証」を受け、②当該公証人の所属する法務局で法務局長による「公証人押印証明」を受けた上で、外務省での「公印確認」又は「アポステュー」を受けることとなります。

一方、これらの手続きでは、公証役場、法務局、外務省（公印確認の場合には、更に、駐日大使館又は総領事館）と、多くの機関での手続きが必要で煩雑であるため、一部の公証役場では、これらの手間を省く便利なサービスが提供されています。

本レポート執筆時点において、埼玉・茨城・栃木・群馬・千葉・長野・新潟・静岡では、①「公証人の認証」とあわせて、②法務局長による「公証人押印証明」を、公証役場でまとめて取得することが可能です²。

さらに、東京・神奈川・大阪では、①「公証人の認証」と、②法務局長による「公証人押印証明」だけではなく、本来は外務省で取得する「公印確認」又は「アポステュー」も、公証役場で取得することができるワンストップサービスが提供されています³。

九州各県を含む上記以外の都道府県の公証役場では、これらのワンストップサービスを利用することはできません。地元企業の海外展開の環境を整える観点から、今後のニーズに応じた運用改善が望まれる点といえるかもしれません。

（文責：司法書士・行政書士 小野絵里）

本レポートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については各々固有・格別の事情・状況に応じた適切な助言を求めていただく必要がございます。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的な見解であり、当法人若しくは当グループ又は当法人のクライアントの見解ではありません。

PLUS Report では、本誌をより充実させ皆様に有益な情報を発信していくため、皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。採りあげますテーマなどお気軽にご意見やご要望をお寄せ頂ければ幸いです（PLUS Report 事務局 plus-report@plus-office.com）

（お問合せ先） プラス事務所～司法書士法人・土地家屋調査士法人・行政書士法人～

福岡オフィス 司法書士 森田良彦 / 司法書士・行政書士 小野絵里 / 司法書士 宮城誠 / 司法書士 丸山主税

東京オフィス 〒104-0031

東京都中央区京橋1丁目1番1号 八重洲ダイビル7F
TEL 03-3516-1447 / FAX 03-3516-1448

福岡オフィス 〒810-0001

福岡市中央区天神2丁目14番8号 福岡天神センタービル3F
TEL 092-752-8266 / FAX 092-752-8267

佐世保オフィス 〒857-0041

長崎県佐世保市市場町1番1号 松永ビル1F
TEL 0956-23-5400 / FAX 0956-23-5440

博多オフィス 〒812-0012

福岡市博多区博多駅中央街8番27号 第16岡部ビル10F
TEL 092-461-7750 / FAX 092-461-7751

熊本オフィス 〒860-0806

熊本市中央区花畑町4番1号 太陽生命熊本第2ビル6F
TEL 096-342-4300 / FAX 096-342-4302

² 外務省 HP「申請手続きガイド 2 申請の流れ」 http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000607.html

³ 前掲脚注2